

令和6年5月7日

各 位

社会福祉法人城陽市社会福祉協議会

令和6年度 地域ひとつなぎ事業の実施について  
(情 報 提 供)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、標記事業が実施されることとなり、京都府社協より案内がありました。

本事業は、地域での見守り活動を行う団体が対象になっています。

つきましては、助成を希望される場合は、別添実施要綱等を確認し申請書にご記入の上、市社協事務局までご提出ください。

記

対象活動：①見守り対象者は(実人数)で10人以上

②対象者の名簿を作成し、直接個別訪問他、電話による安否確認等を年10回以上実施

③活動者間で定期的情報共有の場をもつ

④地域の課題を把握し、社会福祉協議会と共有の場をもつこと

⑤見守り対象者も、地域の一員として生活できる機会を摸索すること

※上記①～⑤を全て満たすことが条件です。

提出期日：令和6年5月24日(金) ※京都府社協への提出期日もあるため必須

提出書類：令和6年度地域ひとつなぎ事業申請関係書類

(団体用①、団体用②、団体用③)

※様式等は市社協ホームページよりダウンロードできる他、市社協窓口でも配付しています。

※事業終了後は実績報告書の提出が必須です。(提出の無い場合は助成金の返還を求めることとなります。)

【問合せ・提出先】〒610-0121

城陽市寺田東ノ口17 市立福祉センター1階

城陽市社会福祉協議会 地域福祉係 (担当：叶<sup>かのう</sup>)

TEL：56-0909 FAX：56-2800

E-MAIL kanou@jyoshakyo.or.jp